

沖縄県ネーミングライツ・パートナー募集要項
(施設提案型)

1 募集目的

沖縄県では、民間事業者との協働のもとに、県有施設を有効に活用することにより、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、県有施設に企業名、商品名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の取得を希望する企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から、ネーミングライツの取得を希望する施設の提案を以下のとおり募集します。

2 募集概要

次の条件で、ネーミングライツの取得を希望する施設の提案を募集します。

(1) 対象施設

県が所有する施設（施設の一部も可）を対象とします。ただし、次の施設等は対象外とします。

- ア 庁舎等施設、教育関係施設、警察関係施設及び病院関係施設
- イ ネーミングライツを導入している又は導入を予定している施設
- ウ その他愛称を付与することが適当でないと認められる施設

(2) ネーミングライツ料

原則として、年額（消費税及び地方消費税別）で提案してください。

※契約期間が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は月割りにより計算します。

※提案金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

※ネーミングライツ料は、施設のサービスの維持・向上のために必要な経費の財源（維持・管理費等）となります。

※当該年度分のネーミングライツ料の支払いは、原則として毎年度、年度当初となります。複数回に分割して支払うことはできません。

(3) 契約期間（愛称使用期間）

施設の利用者である県民等の利便性を考慮し、原則3年以上で希望する期間を提案してください。

※契約期間の始期については、ネーミングライツ・パートナーの決定時期により、協議させていただきます。

※契約期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

※契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、次期契約の際に優先的に交渉することができます。

(4) 名称（愛称）

ア 条件

ネーミングライツ・パートナーに付けていただくのは、施設の愛称であり、条例上の正式な施設名称は変更しません。命名に当たっては、親しみやすさや呼びやすさなど、県民等の理解が得られる愛称とし、施設の利用者が混乱しないように配慮することとします。

また、利用者等の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

なお、次のいずれかに該当すると認められるものは、愛称として使用できません。

- (ア) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (オ) 社会問題その他についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (カ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (キ) 個人の氏名
- (ク) 当該愛称の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (ケ) その他、県有施設の愛称として使用することが適当でないと思えられるもの

イ 表示

愛称の表示は施設内外の看板等（施設名表示や案内板等）、関連するウェブサイト及び新規に作成する印刷物（パンフレット等）とし、表示箇所等は協議により決定します。

ウ 名称変更に伴う費用負担

名称の変更に伴う費用負担については、原則として次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、ネーミングライツ・パートナーの費用負担については、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとします。

区 分	費用負担	備 考
敷地内外の看板等の表示変更(施設看板や道路標識) ※1 ※2	ネーミングライツ・パートナー	県が設置管理するもの
県の印刷物や県のホームページの表示変更	県	新規作成分を対象とします

※1 県が設置管理する看板等の表示変更は、県（道路標識については道路管理者）と協議の上、変更可能な表示について、ネーミングライツ・パートナーが施工するものとします。（施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途協議の上、決定するものとします。）また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 屋外広告物条例等の法令の規定に基づき必要となる手続や、県以外の主体が設置管理する道路標識等の表示変更に係る手続については、ネーミングライツ・パートナーが関係機関と協議の上、対応していただくこととなります。

3 導入までの流れ

- (1) 提案の募集
- (2) 提案書の提出
- (3) 提案内容の検討（施設所管課調整）
※提案施設が対象外であるなど、条件等が折り合わず、公募を見送る場合があります。
- (4) 募集条件の検討・決定
- (5) 公募
- (6) 申込書の提出
- (7) 選定委員会の開催
- (8) ネーミングライツ・パートナー及び新名称（愛称）の決定
- (9) 契約の締結
- (10) 施設の表示等の変更
- (11) 新名称（愛称）の使用開始

4 応募資格

県内に事業所を有するなど本県との関わりが深い法人を対象とし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の者
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制される者
- エ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者
- オ たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等が代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）となっている者又は同法に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有している者
- キ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反した者
- ク 県から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けている者
- ケ 県税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく県に対する債務を履行していない者
- コ 指定管理者制度を導入している施設については、現在の指定管理者の事業内容等と競合する者（ただし、現在の指定管理者及びその関連事業者等を除く。）
- サ その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認める者

5 応募方法

(1) 応募期間

随時、受付を行います。

(2) 提出書類

沖縄県ネーミングライツ・パートナー提案書（様式 1）

(3) 提出先

沖縄県総務部行政管理課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（本庁舎 5 階）

電子メール aa003010@pref.okinawa.lg.jp

電話番号 098-866-2155

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにて提出

※応募に係る必要な経費は全て応募者の負担とさせていただきます。

6 提案内容の検討

提案書の提出があった施設における導入の是非について、施設所管課と調整を行います。

導入が適当と判断した場合は、募集条件を決定し、選定手続（公募等）に移行します。

※提案施設が対象外であるなど、条件等が折り合わず、公募を見送る場合があります。

7 選定手続 ※提案書の提出及び提案内容の検討を経て、選定に移行する場合の手続です。

(1) 公募

提案内容を検討（施設所管課調整）した結果、導入が適当と判断した場合、当該施設について競合する提案の有無を確認するため、公募（30日間以上）を行います。

(2) 申込書等の提出

ア 提出書類

(ア) 沖縄県〇〇〇〇ネーミングライツ・パートナー申込書（様式2）

(イ) 法人の概要（様式3）

(ウ) 沖縄県〇〇〇〇ネーミングライツ・パートナー申込みに係る誓約書（様式4）

(エ) 沖縄県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等（様式5）

(オ) 登記事項証明書

(カ) 納税証明書

・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

・沖縄県の県税（沖縄県の県税が課税されていない者で、県外に本店又は主たる事務所を有する者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

イ 提出方法

提出書類を持参（土日、祝祭日を除く午前8時半から午後5時まで受付）又は郵送（提出期限内必着）により提出してください。

ウ 提出先及び提出期限

前述の公募において別途詳細を提示します。

エ 留意事項

(ア) 申込みに係る必要な経費等は全て申込者の負担とさせていただきます。

(イ) 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

(ウ) 提出書類等は返却いたしません。

(3) 選定委員会の設置

提案を受けた施設毎に外部有識者等を含む選定委員会を設置して、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

(4) 候補者の選定基準

選定委員会において、各委員が選定基準に沿って愛称や契約条件等を総合的に審査の上、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が一者のみであった場合も、選定委員会において県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、候補者を選定します。

【選定基準（例）】

選定項目	審査項目	選定基準	配点
応募者について	ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか	経営の安定性	○点
		事業内容	
		地域活動への理解・貢献	
		将来性	
	県民に受け入れられるか	県民への知名度	○点
	県民の親しみ		
新名称(愛称)について	県民に受け入れられるか	親しみやすさ	○点
	浸透しやすいか	呼びやすさ	
契約条件について	類似施設や他事例のネーミングライツ料に比べてどうか	ネーミングライツ料の多寡	○点
	県の希望する契約期間に比べてどうか	契約期間の長さ	○点
合 計			○点

※ 公募の際に施設毎に配点を提示します。

※ 提案金額が類似施設や他事例の金額と比較して著しく低額の場合や、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合には、候補者を選定しないことがあります。

7 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定

県は、選定委員会において選定された候補者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定します。なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合には、当該候補者との協

議を打ち切り、次順位候補者と協議を行うものとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後、全ての応募者に結果を通知した後に、県のホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により、ネーミングライツ・パートナー名、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。

なお、ネーミングライツ・パートナーに選ばれなかった応募については、企業名等の公表はしません。

8 契約締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、県とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

この場合、契約の締結に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

契約締結後は、県の各種広報において愛称を使用するとともに、利用団体等の関係機関や県内市町村等に対しても愛称の使用、周知を働きかけます。

なお、契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、次期契約の際に優先的に交渉することができます。

9 決定の取消及び契約の解除

ネーミングライツ・パートナーを決定した後において、ネーミングライツ・パートナーが、応募資格要件（前記「4 応募資格」に記載した要件）を欠くこととなった場合、社会的信用を損なう行為等により県又は施設のイメージが損なわれた場合等、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、県はその決定の取消し又は契約の解除をすることができることとします。

この場合、契約の解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

10 留意事項

(1) リスク負担

新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、県とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

(2) 指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、新名称（愛称）決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び県との間で協議することとします。

(3) 情報の公開

応募内容（提出書類等を含む）及び選定結果等については、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）に基づき、取り扱います。

(4) その他

本要項により難しいと判断されるものについての取扱いは、別途定めることとします。

11 問い合わせ先

沖縄県総務部行政管理課

住 所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（本庁舎5階）

電 話 098-866-2155

F A X 098-866-2157

電子メール aa003010@pref.okinawa.lg.jp